



福岡医発第 3418 号 (地)
平成 29 年 3 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

築上町「子ども医療費支給制度」医療証の一部変更について (お願い)

今般、築上町より、平成 28 年 10 月から福岡県公費医療費支給制度改正により、「乳幼児医療支給制度」が「子ども医療費支給制度」へ改正となったこと、及び同町において、平成 28 年 10 月より制度改正を実施し、医療証について、旧制度分を継続して使用していたため、平成 29 年 4 月 1 日より名称、色及び有効期限を下記のとおり変更することとなった旨、通知がありました。

詳細につきましては、別添をご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【未就学児】

	変更前	変更後
制度名	乳幼児医療	子ども医療証
有効期限	6 歳到達後最初の 3 月 31 日	同左
証の色	ラベンダー	同左

【小学生】

	変更前	変更後
制度名	子ども医療	同左
有効期限	中学校 3 年生の年度末	小学校 6 年生の年度末
証の色	ピンク	ラベンダー

【中学生】

	変更前	変更後
制度名	子ども医療	同左
有効期限	中学校 3 年生の年度末	同左
証の色	ピンク	同左

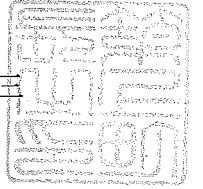
28築住第030801号

平成29年3月8日

公益社団法人福岡県医師会

松田 峻一良 様

築上町長 新 川 久 三



築上町「子ども医療費支給制度」医療証の一部変更について（お願い）

拝啓

早春の候、貴会におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より築上町医療行政の推進につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年10月から、福岡県公費医療費支給制度改正により、「乳幼児医療費支給制度」が「子ども医療費支給制度」へ改正となりました。築上町におきましても平成28年10月から制度改正を実施しておりますが、医療証については旧制度分を継続して使用していたため、平成29年4月1日から名称、色及び有効期限を別紙のとおり変更することとなりました。

つきましては、平成29年4月1日からの実施について各医療機関へお知らせしていただきたくご依頼申し上げたいと存じます。

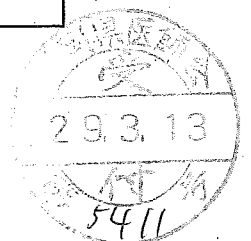
お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、何卒御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

築上町役場 住民課 保険係（担当：大久）

〒829-0392

築上郡築上町大字椎田891番地2

電話：0930-56-0300（内線235）



築上町 子ども医療費支給制度について

築上町では、平成29年4月1日からお子さんの医療証について表記等を一部変更いたします。4月1日からの実施にあたり、変更の内容についてお知らせいたします。

1. 医療証の変更内容について

未就学児

	変更前	変更後
制度名	乳幼児医療	子ども医療証
有効期限	6歳到達後最初の3月31日	同左
証の色	ラベンダー	同左

小学生

	変更前	変更後
制度名	子ども医療	同左
有効期限	中学校3年生の年度末	小学校6年生の年度末
証の色	ピンク	ラベンダー

中学生

	変更前	変更後
制度名	子ども医療	同左
有効期限	中学校3年生の年度末	同左
証の色	ピンク	同左

※公費負担者番号は現行通り81401325です。

2. 一部自己負担金について

次のとおり変更はありません。

○未就学児 自己負担なし

○小中学生 入院・調剤：自己負担なし

外来：ひと月600円（医療機関ごとに負担）

3. 子ども医療費の請求方法について

現行の「子ども医療費」と同じ方法でご請求くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ

〒829 - 0392 築上郡築上町大字椎田 891 番地 2 築上町役場 住民課 保険係

TEL 0930 - 56 - 0300 FAX 0930 - 56 - 0334